第２回　気仙沼市農業委員会総会議事録

１　会議の日時　　令和３年７月 26 日（月）午後３時 15 分から３時 45 分

２　会議の場所　　気仙沼市役所ワン・テン庁舎大ホール

３　出席農業委員（14 名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10 番　三浦悦子	11 番　横山久一	12 番　吉田和広
13 番　畠山盛信	14 番　吉田幸志	

４　出席農地利用最適化推進委員（13 名）

15 番　松　敏明	16 番　村上正博	17 番　千葉清幸
18 番　白幡高二	19 番　立花淳一	20 番　佐藤信行
21 番　藤田隆一	22 番　佐藤良人	23 番　及川　衛
24 番　畠山義朗	25 番　三浦光雄	26 番　佐藤俊夫
27 番　小野寺隆一		

５　欠席農業委員
　なし

６　欠席農地利用最適化推進委員
　なし

７　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
　なし

８　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
　第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第４　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
　第５　議案第４号　非農地証明願について
　第６　報告第１号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
　第７　その他

９　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主査	菅野理絵
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後３時 15 分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，14 人であります。 定足数に達しておりますので，第２回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，３番尾形稔君と４番中村義之君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，唐桑町中井。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降においては省略して説明します。転用目的の変更でございますけど，当初事業計画では，駐車場として使用する予定であったが，駐車場の他に打ち合わせ事務所を設置し，害獣進入防止フェンスを設けるものへと変更するものです。 受付番号２番，本吉町向畑。議案関係図面は５ページになります。一時転用期間の延長です。当初許可を得ていた令和３年７月 30 日までには太陽光発電施設（メガソーラー）の完了が見込めないため，一時転用期間を令和３年 10 月 31 日まで延長するものであります。 受付番号３番，岩月寺沢。議案関係図面は 20 ページになります。事業計画者・転用目的の変更です。当初事業計画では，診療所兼居宅としていたが，承継者が建売住宅を建築するものです。 以上，受付番号１番から３番までの３件の事業計画変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。特に問題はないようでした。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。この物件は，もう既に許可を貰っている部分のやつなのですけども，令和３年７月 30 日までには終わらないということで。それ以降の許可の分の日にち

	の延長ということでありますので，何ら問題ございません。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。これは当初，今，事務局が申し上げましたようになっておりましたけれども。事業変更でもって，ここに２件分の建売住宅を分譲したいということで，事業変更の申請をお願いしたいと。松岩の委員さん３名をお願いして，一緒に見ていただきまして問題がないという結論にいたりましたので，よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。総会での審議に先立ちまして，農地検討委員会で審議いたしましたけれども，全部許可相当と認められました。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，唐桑町神の倉。議案関係図面は 31 ページになります。地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。贈与で譲り受け耕作するものであります。 受付番号２番，松崎面瀬。議案関係図面は 33 ページになります。贈与で譲り受け耕作するものであります。 議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。特に問題はなさそうでした。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。３番尾形委員。

３番尾形委員	３番尾形です。７月 25 日の日に，階上の委員さんと松岩の委員さん３名で見てまいりました。現状は綺麗に整理されており，許可妥当だと思います。以上です。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。引き続き，譲り受けて耕作するということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。ただ今の３条の関係の１番。農地は神の倉の畑。それで譲受人さんの住所は一関市ということですけれど，土地は動かなく唐桑なのですか。この事情，何かあったら教えていただきたい。ここに来て耕作するのか。
議　　長	事務局の方から説明をさせます。事務局お願いします。
菅 野 主 査	御説明いたします。こちらの地図を見ていただければ分かると思うのですが。申請地のハコの中に譲受人の家が建っていると思うのですが，その居宅は譲受人が，この土地の所有者から借りて，譲受人自身がこの家を建てて，それで一関市から通って，この土地を耕していた管理していたという事情があります。
議　　長	髙橋委員，よろしいですか。
６番髙橋委員	はい。
議　　長	ほかにありませんか。15 番松委員。
15 番松委員	15 番松です。譲受人は，居住の証はあるのですか。現住所は一関市なのですか。ここにも住所があるのですか。
議　　長	はい，事務局。
菅 野 主 査	現住所は一関市です。
議　　長	松委員。
15 番松委員	もし，差し支えなければ，譲り受けて何を耕作しようとしているのか，分かれば教えてください。
議　　長	はい，事務局。
菅 野 主 査	こちらは，じゃがいも，白菜等の野菜を作付けするとのことです。
議　　長	松委員，よろしいですか。
15 番松委員	はい。
議　　長	ほかにありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。

	以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，駒形。議案関係図面は 35 ページになります。地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については，省略して説明します。申請地を譲り受け，野外活動等の駐車場として利用するものでございます。本案件は５月より継続審議となっている案件です。事業計画者に詳細な事業内容について回答を求めておりますが，未回答となっております。先ほどの農地検討委員会では継続審議となりました。 受付番号２番，本吉町髙岡。議案関係図面は 40 ページになります。申請地を譲り受け，駐車場及びドッグランを建設するものです。本案件は６月より継続審議となっている案件です。配置図の差替えがございまして駐車スペースが４台から 15 台に変更となりました。先ほどの農地検討委員会では継続審議となりました。 受付番号３番，本吉町髙岡。議案関係図面は 43 ページになります。申請地を譲り受け，家族及び来客用駐車場として使用するものでございます。 受付番号４番，岩月寺沢。議案関係図面は 20 ページになります。住宅２階建３棟 323.18 ㎡，駐車場６台，排水は合併処理後，側溝へ放流します。申請地を譲り受け，建売分譲住宅として販売するものでございます。 受付番号５番，松崎片浜。議案関係図面は 46 ページになります。申請地を譲り受け，宅地敷地として使用するものでございます。 受付番号６番，東新城一丁目。議案関係図面は 49 ページになります。居宅１階建１棟 144.08 ㎡，駐車場２台，排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。申請地を借り受け，居宅を建設するものでございます。 受付番号７番，長磯原ノ沢。議案関係図面は 53 ページになります。申請地を譲り受け，資材置場として使用するものでございます。 受付番号８番，唐桑町舘。議案関係図面は 56 ページになります。申請地を借り受け，携帯基地局の工事用地として使用するものでございます。 以上，受付番号１番から８番までの８件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番は，私の担当であります。ただいまの事務局の説明のとおりであります。 受付番号２番も事務局の説明のとおりであります。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。この件はですね，私が毎日通っている道なのですけども。商店がちょうど県道に面しているわけで，駐車場がないため，なかなか大変な所でございます。

	事故等にも，この頃結構気を付けているみたいなので，この案件は許可相当と思います。以上でございます。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。この案件はですね，一度見送って，先ほど農地検討委員会でも申し上げましたように，変更しまして建売にするというような申請でございまして。近所には建売がいっぱい建っておりますので，何ら問題はないと。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。13 番畠山委員。
13 番畠山委員	13 番畠山です。現況は畑になっております。直ぐ法面になっていて，足場も組めないような状況だということで，宅地の拡張ということで譲られるということです。許可相当と思います。以上です。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。今朝９時に担当委員２名と確認して来ました。現場はきちんと整備されていて，何ら問題のないように確認して来ました。以上です。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。この案件はですね，階上中学校の東手にありまして。従前に持っているところに追加するということでございます。何ら問題ないということでございます。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号８番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。今回の転用申請は，携帯基地局を建設するための作業場所としての一時転用なので，問題はないと思います。
議　　長	受付番号３番から８番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。１番と２番は継続審議となりましたけれども，その他は現地担当委員が調査の結果，許可相当と思われます。以上でございます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号受付番号３番から８番について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号受付番号３番から８番については，原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。

議　　長	次に，日程第５，議案第４号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，新田。議案関係図面は 63 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。20 年以上前から宅地並みの雑種地課税となっております。令和２年度農地利用状況調査では荒廃農地と判定されております。 受付番号２番，本吉町新圃の沢。議案関係図面は 67 ページになります。当該地は，平成 27 年 11 月から JR 気仙沼線の災害復旧事業地として使用されておりました。鉄道用地とし造成工事を行ったため，今後，農地として復旧する見込みはありません。 受付番号３番，赤岩舘下。議案関係図面は 72 ページになります。当該地は平成 23 年３月 11 日の津波被害により耕土流失及び排水整備困難となり，耕作に適さない土地となってしまいました。今後も，農地としての復元は困難であります。また，隣地の造成等の理由により当該地への通路もなくなり，今後も復旧しないため，往来が困難となっております。 以上，受付番号１番から３番までの３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。ここも今朝９時に担当委員２名で見て来ました。既に灌木が生い茂っておりまして，農地への復元はないものと見ました。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。先週現地を確認してまいりました。既に JR 気仙沼線の BRT の災害復旧用地として一体的な利用がなされ，工事敷地としてもずっと使っていたという形跡も見られますので，証明することが適当であると判断いたしました。なお，面積も非常に狭小であるということも現地で確認できました。以上であります。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。９番齋藤委員。
９番齋藤委員	９番齋藤です。現地はイオンの真裏でございます。津波によりまして周辺も農地に適さないような状態になっておりまして。通いの通路もないということで，致し方ないものと思いますので，よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れも今後の農地への復元性はないものと思われますので，許可相当と思われます。以上であります。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。

	それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，報告第１号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料，公共事業における農地の一時貸借７月総会報告をお開きください。今月は，市の公共事業につきまして，１件，１筆，2,204.0㎡の一時貸借がございました。 以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号を終わります。
議　　長	次に，日程第７，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第２回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後３時45分 令和３年７月28日 気仙沼市農業委員会